

町田市会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程を定める。

令和 8 年 9 月 3 0 日

町田市長 稲垣 康 治

町田市規程第 1 4 号

1 0 月 1 4 日 迄 掲 示

町田市会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

町田市会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和２年３月町田市規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
種別	職種	勤務１時間当たりの報酬の額	種別	職種	勤務１時間当たりの報酬の額
略	略	略	略	略	略
会計年度補助職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則第２条第２号に掲げる会計年度補助職員をいう。）	一般事務（補助）	<u>１，２８０円</u>	会計年度補助職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則第２条第２号に掲げる会計年度補助職員をいう。）	一般事務（補助）	<u>１，２３０円</u>
	一般労務（補助）	<u>１，２８０円</u>		一般労務（補助）	<u>１，２３０円</u>
	略	略		略	略
	子どもセンター補助員	<u>１，２８０円</u>		子どもセンター補助員	<u>１，２３０円</u>
	保育補助員	<u>１，２８０円</u>		保育補助員	<u>１，２３０円</u>
	略	略		略	略
	学童保育クラブ補助員	<u>１，２８０円</u>		学童保育クラブ補助員	<u>１，２３０円</u>
	略	略		略	略

附 則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。